

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成27年5月14日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1500018 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1500001 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 4 月 1 日までの標準報酬月額については、8 万円から 17 万円とする。

平成 5 年 7 月から平成 6 年 3 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 5 年 7 月 1 日から平成 6 年 4 月 1 日まで

A 社での給与額は、勤務した期間全て 17 万円であったが、年金記録によると標準報酬月額が 8 万円と記録されている。

標準報酬月額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の請求期間の標準報酬月額は、A 社に係るオンライン記録において、当初請求者が主張する 17 万円と記録されていたところ、事業所が適用事業所に該当しなくなった日 (平成 6 年 4 月 1 日) の後の平成 7 年 2 月 2 日付けで、8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出があった健康保険・厚生年金被保険者資格喪失確認通知書 (写し) によると、請求者の資格喪失時 (平成 6 年 4 月 1 日) の標準報酬月額は 17 万円と記載されており、B 社会保険事務所 (当時) が平成 6 年 6 月 22 日に受付けていることが確認できる上、企業年金連合会が管理する請求者が加入していた C 厚生年金基金の請求期間に係る報酬月額は 17 万円と記録されており、請求者の報酬月額が減額された記録は無い。

したがって、平成 7 年 2 月 2 日付けで行われた遡及訂正処理は事実上即したものと考えるが、請求者について平成 5 年 7 月 1 日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、17 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1500026 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1500003 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和54年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

昭和54年4月30日から同年5月1日までの訂正後の期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年4月30日から同年5月1日までの訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年4月30日から同年5月1日まで

A社C店に勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求期間において、A社C店に勤務していたことが認められる。

一方、A社C店は、オンライン記録によると、昭和54年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるところ、同社同店の責任者であった者は、「A社C店が厚生年金保険の適用事業所となる前の正社員の厚生年金保険については、A社本社において加入させていたと思う。」と回答していることから判断すると、同社C店が適用事業所となる前に同社同店で勤務していた社員については、同社本社において厚生年金保険の被保険者とする取扱いを行っていたものと認められる。

また、上述のA社C店の責任者であった者は、「継続して勤務している正社員の給与から厚生年金保険料を控除しないということは、考えられない。請求期間においても、正社員は間違いなく給与から厚生年金保険料を控除されていた。」と回答している上、他の同僚は、「請求者は正社員として勤務していた。請求期間において、請求者の勤務形態及び業務内容に変更は無く、厚生年金保険料は継続して給与から控除されていたと思う。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、

請求期間において、厚生年金保険料をA社（本社）の事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社（本社）における昭和54年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、請求者に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和54年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、請求者に係る同年4月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、請求者に係る請求期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1500019号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1500002号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年8月20日から昭和40年6月19日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が被保険者期間となっていない。

正社員として勤務し厚生年金保険にも加入していたはずなので、請求期間を被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身の勤務状況に関する具体的な陳述及び同僚の回答から判断すると、期間の特定はできないものの、A社に勤務し、B等の業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和52年6月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、「昭和39年9月の末日に歯医者に通い、白い三つ折りの健康保険証を使った記憶があるので年金にも加入していたはず。」と陳述しているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の名前は無い上、健康保険の整理番号に欠番も無い。

さらに、請求期間当時に、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であることが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた15人に照会し、回答が得られた12人のいずれの者からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が

厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。